

わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が、「わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務」に係る委託の相手方となる事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務

(2) 業務内容

「わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌開庁日から令和6年3月1日（金）まで

3. 提案上限額

委託料の上限は9,801,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 日程

令和5年5月12日（金）	実施要領等の公告
令和5年5月22日（月）17時必着	参加申込書等提出期限
令和5年5月22日（月）17時必着	質問書提出期限
令和5年5月24日（水）（予定）	質問への回答
令和5年5月25日（木）（予定）	参加資格確認通知書送付
令和5年6月12日（月）17時必着	企画提案書等提出期限
令和5年6月15日（木）	プレゼンテーション等の審査

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び

地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- #### ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与

している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までに於いて、元請として、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会(国民スポーツ大会)又は大規模イベントに係る輸送計画等策定業務の履行実績を有している者であること(共同企業体等での実績を含む。)

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式2)により、電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、電子メール送信にあたっては、必ず電話等で送信した旨伝えること。
- (2) 期限 令和5年5月22日(月)17時まで(必着)
- (3) 提出先 第17項を参照
- (4) 回答方法 質問者名等を伏せた形で市実行委員会のホームページにより公表する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領、仕様書及び大津市契約規則(昭和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類各1部を提出すること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式3)

ウ 法人等の概要(様式4)

エ 業務履行実績一覧表(様式5)

※平成30年4月1日から令和5年3月31日までに於いて、元請として、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会(国民スポーツ大会)又は大規模イベントに係る輸送計画等策定業務とする(共同企業体等での実績を含む。)。また、履行実績を証する書類の写し(契約書、業務完了報告書等)を併せて提出すること。

オ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

(7) 法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては、身分証明書の写しを提出すること。

(4) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを証明できるもの）

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年5月22日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和5年5月22日（月）17時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

第17項を参照

9. 参加資格確認通知書の送付

提出された参加申込書について、参加資格の確認を行い、プロポーザル参加資格確認通知書により結果を送付する。

発送日 令和5年5月25日（木）（予定）

10. 企画提案書及び価格提案書の提出

(1) 提出書類

わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務の提案書に係る提出物一覧（別紙1）のとおり

(2) 提出期限

令和5年6月12日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和5年6月12日（月）17時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

第17項を参照

(5) その他

ア 企画提案書の副本については、会社名や従事者実名が特定できないようにすること。また、番号順に編綴して提出すること。

イ 作成においては、市実行委員会や競技団体との接触は行わないこと。

1 1. 企画提案書作成方法

別に定める「わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務企画提案書等作成要領」を参照し作成すること。

1 2. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーションを用いて、プロポーザル審査委員会が審査を行う。詳細は企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

- (1) 審査日 令和5年6月15日（木）（詳細な日程については、別途通知する。）
なお、応募者多数の場合は、日程を変更する場合がある。
- (2) 実施場所 〒520-0805 滋賀県大津市石場10番53号
スポーツステーションおおつ4階 会議室
- (3) 審査基準 わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務プロポーザル審査基準(別紙2)に基づき審査する。
- (4) 審査委員 大津市職員5名
- (5) 実施内容 企画提案説明（プレゼンテーション） 20分
質疑応答（ヒアリング） 10分
- (6) 参加人数 3名以内（なお、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。）
- (7) 審査順 企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。
- (8) 提案説明 あらかじめ提出された企画提案書等にて説明するものとする。PC等を用いたプレゼンテーションを希望される場合、参加申し込みの際に明示すること。スクリーン、ケーブルを含むプロジェクターは市実行委員会で用意する。
- (9) その他
ア 会社名や従事者名が特定できないよう、言動、服装に注意を払うこと。
イ 企画提案書の範囲を逸脱した説明や、審査委員の質問内容と全く関係ない発言をしないこと。
ウ プレゼンテーション審査は個別に行い、非公開とする。

1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知
- (2) 通知時期 令和5年6月21日（水）に郵送する。（予定）

1 4. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市実行委員会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

15. 情報公開及び提供

市実行委員会は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市実行委員会に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式7）により、令和5年6月14日（水）正午までに市実行委員会事務局宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領等で示された、提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が第3項の提案上限額を超過した場合

キ その他、本要領の諸条件に違反した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市実行委員会が必要と認める場合には、市実行委員会は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本プロポーザルは、本業務委託契約を締結した受託者に対し、今後実施予定である第2次輸送計画等策定業務委託の受託を保証するものではない。

17. 問合せ先

〒520-0805 滋賀県大津市石場10番53号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局

(大津市政策調整部国スポ・障スポ大会局内) 担当：稲畑

電話番号 077-528-0310 ファックス 077-522-7766

電子メール otsu2454@city.otsu.lg.jp

別紙 1

わた SHIGA 輝く国スポ大津市第 1 次輸送計画等策定業務の提案書に係る提出物一覧

No.	提出書類	説明	様式	部数
1	企画提案書		様式 6	1 部
2	全体提案	第 1 次輸送計画等策定業務に対する基本的な考え方について記載すること。なお、「基本方針」、「業務スケジュール」、「業務の取り組み方」に区分して記載すること。	任意様式	正本 1 部 副本 9 部
3	業務実施体制	第 1 次輸送計画等策定業務の実施体制（組織図等）を記載すること。	任意様式	
4	選手・監督及び役員等の輸送手段及び輸送計画に関する提案		任意様式	
5	一般観覧者の輸送手段及び輸送計画に関する提案		任意様式	
6	乗降場利用計画に関する提案		任意様式	
7	駐車場利用計画に関する提案		任意様式	
8	交通対策に関する提案		任意様式	
9	要検討事項に関する企画提案	「要検討事項（別紙 3）」に対する企画提案を提出すること。	任意様式	
10	価格提案書	価格提案書に記載の費用内訳を示した <u>内訳書を別途提出すること。内訳書は任意様式とする。</u>	様式 8	1 部

別紙2

わたSHIGA輝く国スポ大津市第1次輸送計画等策定業務プロポーザル審査基準

No.	項目		評価基準	審査方法
1	輸送計画等策定業務実績		平成30年4月1日から令和5年3月31日までにおいて、元請として、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会（国民スポーツ大会）又は大規模イベントに係る輸送計画等策定業務の履行実績を有している（共同企業体等の実績含む。）。	書類審査
2	全 体 提 案	基本方針	輸送計画等策定に関する考え方	プレゼンテーション審査
3		業務スケジュール	輸送計画等策定のスケジュール	プレゼンテーション審査
4		業務の取り組み方	輸送計画等策定の具体的な取り組み方	プレゼンテーション審査
5	業務実施体制		業務実施体制の状況	プレゼンテーション審査
6	輸送計画（選手・監督等大会参加者及び観覧者）		選手・監督等大会参加者及び観覧者の輸送手段及び輸送計画の内容	プレゼンテーション審査
7	乗降場利用計画		乗降場利用計画の内容	プレゼンテーション審査
8	駐車場利用計画		駐車場利用計画の内容	プレゼンテーション審査
9	交通対策		交通対策の内容	プレゼンテーション審査
10	要検討事項に対する企画提案		要検討事項に対する企画提案の内容	プレゼンテーション審査
11	取組姿勢 (プレゼンテーション時)		質問に対する応答性、業務への取組意欲	プレゼンテーション審査
12	価格提案		提案上限額を超えていないか。	書類審査

要検討事項【輸送計画】

1 地域特性に沿った輸送計画（駐車場等含む）

- ① 本市の特性を活かした公共交通（鉄道、バス等）を最大限利用した輸送計画を検討すること。
- ② 時間帯や会場の特性を考慮し、大型バス、マイクロバス等を使い分けるなど、配車効率の良い計画を検討すること。
- ③ 想定される主な宿泊先や駅またはバス停等から、各競技会場への効率的な輸送計画を検討すること。

2 環境に配慮した輸送計画

- ① バスの過度な車両運行台数とならないよう排気ガスの削減等、環境負荷の軽減を考慮した車両台数設定を検討すること。
- ② 近隣住民の住環境に配慮した騒音や通学路の安全対策等を検討すること。
- ③ 駐車場として砂地であるグラウンド等の活用を想定する場合は、車両の通行に伴い砂煙が近隣住宅に飛散することを防止する対策を検討すること。
- ④ その他、環境に配慮し、輸送を行う上で想定される課題やその対応策等について検討すること。

3 同時期開催イベントの影響を考慮した輸送計画

同時期に開催される近隣の大規模イベント（大阪万博含む）による本市の輸送への影響について調査し、その対応策について検討すること。